

検疫に関するガイドライン 概要（案）

1. 「新型インフルエンザに関する検疫ガイドライン」の目的

「新型インフルエンザに関する検疫ガイドライン」は、フェーズ4 A以降6 Aまでにおいて、新型インフルエンザの罹患の有無の確認等をはじめとする検疫業務の強化等により、水際においてできる限りの侵入防止を図ることを目的とする。

2. 「新型インフルエンザに関する検疫ガイドライン」を適用する時期

新型インフルエンザが発生した場合、臨床状況、疫学情報等を踏まえ、「新型インフルエンザに関する検疫ガイドライン」の見直しを行う。さらに、検疫法第34条の規定に基づく感染症に指定した場合には、速やかに本ガイドラインに規定された措置を実施する。

3. 政令指定するまで間の措置

フェーズ4になった後、検疫法第34条の規定に基づく感染症に指定するまでの間は、現行のフェーズ3の検疫ガイドラインにしたがって、患者発生国からの入国者に対して質問票を配布し、記入を求めることにより、国内侵入を防止する。

4. 身柄の拘束策

検疫法第34条の規定に基づく感染症の指定後において、有症者が新型インフルエンザ疑い患者であると診断した場合には、検疫所が委託契約を行っている指定医療機関へ当該疑い患者を搬送し、検疫法にしたがって停留措置を行う。

さらに、検査の結果、新型インフルエンザ患者であることが確定すれば、隔離措置へと切り替える。

5. 出国者に対する対応

国際航空・船舶会社へ協力を要請し、出国手続カウンターにおいて、発熱等症状があった者については、渡航自粛を勧告する。

6. フェーズ6になった場合の検疫について

検疫法の目的は、国内に常在しない感染症の病原体が国内に侵入することを防止することであることから、国内に新型インフルエンザがまん延してしまった時点で政令を改正して、検疫法第34条の規定に基づく感染症から削除する。ただし、情報提供と相談業務は、引き続き実施する。